内閣衆質二○○第八○号

令和元年十一月二十六日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員大西健介君提出特定技能に移行した技能実習生に対する評価調書作成に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出特定技能に移行した技能実習生に対する評価調書作成に関する質問に対す

## る答弁書

## 一について

掲げる 様式第一—二号。 する資料」 及び難民認定法施行規則 条第二項の在留資格の変更の申請を行う外国人 令第三百十九号)第六条第二項の上陸申請を行う外国人(以下「上陸申請人」 国在留管理庁公表。 る方法」という。)を示しているところ、 出入国在留管理庁においては、 「日本語能力を証する資料」及び同号ホに掲げる の提出をしようとする場合の方法の一つとして、 以 下 以 下 「評価調書」 「運用要領」という。) (昭和五十六年法務省令第五十四号) 特定技能外国人受入れに関する運用要領 という。) 御指摘のような を入国審査官等に提出する方法 (以下「在留資格変更申請人」 において、 「従事しようとする業務に関 「評価調書の作成拒否、 技能実習生に関する評価 出入国管理及び難民認定法 別表第三の特定技能の項の下欄! (平成三十一年三月二十日出入 という。) という。) ( 以 下 不能」 調書 して有する技能を証 「評価調 (昭和二十六年政 が、 及び の事 (運 出 書を提 同法第二十 第 例があるこ 用要領参 入国 一号ニに 出 理

とは承知しているが、その具体的な件数等については把握していない。

格をもって在留しようとする外国人に係る上陸申請等の審査の運用改善を図ったところであり、 について、 おいて、 人等の技能実習の状況を説明する文書を提出することができることを示し、 出入国在留管理庁においては、令和元年九月二十七日に運用要領を改正し、当該資料の提出方法 御指摘のような が 評価調書を提出する方法のほかに、 .評価調書を提出することができない場合には、 「評価調書の作成拒否、 上陸申請人又は在留資格変更申請人(以下「上陸申請! 不能の件数や状況」についての実態調査を行うことは考 評価調書に代わる文書として、当該上陸申請 「特定技能第一号」 の在留資 現時点に

## 二から四までについて

えていない。

当該 事者間での合意の上で作成されるべきものと考えているが、 保護に関する法律 お 上陸申請 尋 等の事例があることも踏まえ、一についてで述べたとおり、 ね の趣旨が必ずしも明らかではな 人等が技能実習を行っていた実習実施者 (平成二十八年法律第八十九号) いが、 評価調書については、 第二条第六項に規定する実習実施者をいう。) (外国 御指摘のような 「人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の 出入国在留管理庁において運用要領を その条件も含め、 「評価 調 書の作成を拒 上陸申請人等及び 等の当 否する

改正し、 ことができることを示し、 上陸申請人等が評価調書を提出することができない場合には、 「特定技能第一号」の在留資格をもって在留しようとする外国人に係る上陸申 評価調書に代わる文書を提出する

請等の審査の運用改善を図ったところである。

法律施行 て、 務省令第十六号) も同様の取扱いとしていることを示しているところである。 を入国審査官に提出する方法があることを示しているところであり、 これに該当しない場合に同号ただし書に該当する者であることを証明する方法としては、 る技能等に係る三級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格」 号ハ及びニに該当する場合には、 なお、 評価調書を提出する方法だけでなく、 行規則 上陸申請人が、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法 (平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号) 本則の表の法別表第一 上陸. の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動 申請に係る手続において評価調書を提出する必要はなく、 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する 第十条第一項第二号に規定する 在留資格の変更に係る手続において を証明する資料 運用要領におい の項の下欄第 「習熟をさせ また、